（特定地域外から特定地域内への校舎の移転等についての届出）

第五条　令附則第五条第四号に規定する内閣府令・文部科学省令で定める事項は、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他学校教育法第四条第一項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならないこととされている事項（次条第四項において「認可事項」という。）以外の事項であって、特定地域内学部収容定員を増加させるものとする。

（令附則第七条第一号の意思決定の内容等）

第六条　令附則第七条第一号の意思決定は、次に掲げる事項の全てをその内容とするものとする。

［一～三　略］

2　令附則第七条第一号の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によるものとする。

3　令附則第七条第二号の内閣府令・文部科学省令で定める契約その他の行為は、次の各号のいずれかに該当する行為であって、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要なものとする。

［一～四　略］

4　［略］

（法附則第三条第四号の適用に係る届出）

第七条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（特定地域外から特定地域内への校舎の移転等についての届出）

第四条　令附則第三条第四号に規定する内閣府令・文部科学省令で定める事項は、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他学校教育法第四条第一項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならないこととされている事項（次条第四項において「認可事項」という。）以外の事項であって、特定地域内学部収容定員を増加させるものとする。

（令附則第四条第一号の意思決定の内容等）

第五条　令附則第四条第一号の意思決定は、次に掲げる事項の全てをその内容とするものとする。

［一～三　略］

2　令附則第四条第一号の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によるものとする。

3　令附則第四条第二号の内閣府令・文部科学省令で定める契約その他の行為は、次の各号のいずれかに該当する行為であって、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要なものとする。

［一～四　略］

4　［略］

（法附則第三条第四号の適用に係る届出）

第六条　［略］

省　令

○法務省令第二十四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十条第二項の規定に基づき、公証人定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

法務大臣　上川　陽子

公証人定員規則の一部を改正する省令

公証人定員規則（昭和二十四年法務府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正前			改正後		
公証人定員表			公証人定員表		
法務局又は地方法務局	本局又は支局	定員	法務局又は地方法務局	本局又は支局	定員
東京	東京	九八	東京	東京	一〇四
	八王子	七		八王子	八
	府中	三		府中	四
	西多摩	一		西多摩	一
［略］			［略］		
静岡	静岡	四	静岡	静岡	四
	沼津	三		沼津	三
	富士	一		富士	一
	下田	一		下田	一
	浜松	二		浜松	二
	掛川	一		掛川	一
	袋井	一		藤枝	一
				袋井	一

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第八号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

外務大臣臨時代理

国務大臣　鈴木　俊一